

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

民間非営利活動が社会を活性化し、その公益活動の役割の重要性を指摘していることは結構だが、本改革の起点となった行政縦割りの非効率性と不透明の天下り・公的資金の流れの問題点も明確に記すべきである。→新制度の中でも、天下り・公的資金の悪循環は無くならない。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

新たな非営利法人≡現行中間法人制度そのものである。現行公益法人を原則課税にする仕掛けとしか見えない。残余財産を非分配(禁止)とする非営利法人を併設にすべき。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

「公益性の判断」の意図は、寄附金税制及び収益事業のみなし寄附にリンクするものであり、公益性をもって、非収益事業の税制を考えるのはおかしい。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

公益性があり、寄附金、みなし寄附に優遇措置を受けられた非営利法人は、高度のガバナンス、ディスクロージャーが求められるべきである。

(その他)

新制度の中で、公益性のない財団法人の是非が記載されているが、公益性をあえて主張しない小さな財団法人はあってもよいと考える。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

(b)共益的な性格の事業

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。
(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

営利法人と競合する事業はない。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

毎年の寄附金は特定の出捐者より、4,000～5,000万円をいただきますが、全額助成金事業に支出いたします。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

将来的には取り崩しの可能性が考えられる
(理由) 現在(ここ3年間)は、事業費の見直し、間接費の削減及び出捐者の寄附金額のアップを実施しましたが、改革、改善には限界があります。将来的に基本財産の取り崩しの可能性はありますが、最後の最後の手段と考えている。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

100%事業費に充てること。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

概ね事業費の300%程度が適当
(意見) 指導監督基準は概ね30%以内となっていますが過去の実績より、年間事業費の3倍(3年分)は必要と考える。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無： 有
開催状況： 年 3 回
(主な議題) 3 月:予算(収支・事業計画)及び評議員の選任
6 月:決算(収支・事業計画)
10 月:事業計画のあり方、公募タイトル・金額の決定

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事9名中、出捐者3名、省庁2名、有識者3名の計9名ですが、全員無報酬。
但し、理事会出席時は車代として1人@30,000円を支払う。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無： 有
開催状況： 年に 3 回
(主な議題) 3 月:予算(収支・事業計画)及び理事・監事の選任
6 月:決算(収支・事業計画)
10 月:事業計画のあり方、公募タイトル・金額に関する諮問

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数： 8 名以上 13 名以内
構成： 現在9名 全員が特定の出捐者関係以外の有識者・学者
職務内容： 理事・監事の選任及び理事会付議事項の諮問
※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

・ 財団の存在目的、事業の意義を明確に定義し、且つ必要に応じアップデートし、各役員職務権限を常時自覚してもらうこと。
・ 事業ごとの評価を役員自らが実行し、次年度以降の事業計画に反映していくこと。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

今まで、閲覧等情報請求はない。

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

- ・ 出捐者以外の寄附者のプライバシーはすべてに優先されるべきであり、及び理事、評議員、選考委員のプライバシーも同様である。
- ・ 情報開示は、組織の「優遇措置」と関連すべきものであり、寄附税制に優遇税制を取得している組織は、上述のプライバシーに関らない限り、情報開示をすすめるべきである。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

- ・ 弊財団は、税務収益事業 33 事業及び指導監督上収益事業を実施しておらず、したがって全てが非収益事業であり、課税はない。
- ・ 弊財団は、収入の 100%が、金融利子と出捐者からの寄附で運営されております。助成事業の内容は、現行の特定公益増進法人に優るとも劣らない公益性の高いことを自負しても、結局は、寄附金税制の優遇はいただけません。公益性の高い団体へは、小額寄附や特定公益増進法人に相当する措置を期待してやまない。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(1)改正全般について

- ① 公益法人制度改革は、視点を不良公益法人退治」に置くのではなく、市民による自由で多種多様な公益活動を支援し、官民が力を合わせ、役割を補い合って新しい市民社会を構築して行くことに置くべきものと考えられる。その点で今回の改正では「総論」は誠に素晴らしいが、「各論」となると、どうも期待を裏切られると云うのが実感である。
- ② 100年に1度の法改正であれば、21世紀の100年を考えて、将来、悔いのない改正とすべく、十分に論議を尽して欲しい。
本改正により、明るい未来社会像が描けるものとなることを期待している。
- ③ 制度改革は「法制」と「税制」が表裏一体であり、本来同じ土俵で検討すべきである。当事者にとっては税制が最大の関心事と云える。税制はアンタッチャブルと云うのではなく「有識者会議」でも税の在り方について積極的な提案をなすべきと考える。
- ④ 海外では、同じ社会貢献をしている「社団」・「財団」・「NPO」・「社会福祉法人」・「学校法人」・「宗教法人」等も、同じ法制・税制に置くのが通例であり、今回の改正では、その面での検討が不十分で場当り的な感じは否めない。

(2)「課税」・「非課税」・「税優遇」について

- ① 米英の制度では、公益・共益法人に対しては「非課税」・「寄付税制優遇」がワンセットで認められており、市民活動活発化のエネルギーとなっている。我が国の将来の市民社会の在り方を考えれば、見習うべき点が多く、今回の改正でも是非共、反映させて頂きたい。
- ② 今回の改正論議の中で、「非営利を目的とする完全非分配の法人」に対しては、課税すべきではないと云う説があり、傾聴に価すると思われる。
助成財団の場合は、寄付者は助成事業遂行の為に、出捐し、その運用収益又は取崩しで事業を行なうことを想定している。
非営利が目的で対価性がなく分配も全く考えていない取引で「資本」類似の性格を有しており課税対象とすべきではないと考えられる。
原点にかえて検討して頂きたい。
- ③ 今回の改正論議の中で「非課税」と「税優遇」が混同して使用されている気がしてならない。之まで「公益法人」は「原則非課税」の取扱いを受けて来たのであり、今回の改正でも之を「税優遇」に格下げする様な扱いを受けることは避けたい。
将来の市民社会の在り方を考えればあくまで「非課税」扱いとされるべきものと考ええる。

(3)公益性を要件としない新たな非営利法人制度について

目的を非営利とするが、公益性を有しない法人類型は認めても良いと思う。但し、

「財産の分配を認める法人類型」と「財産の分配を認めない法人類型」の2つのタイプを設定すべきである。公益性を有する法人についても同様と考える。

(4) 公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について

行政(含徴税機関)から独立した第三者機関が望ましい。学識経験者や民間の公益法人活動に携った経験豊富な適任者をメンバー構成の主体とし、その運営・判断が出来る様にして頂きたい。勿論、官民一体となった協力は当然である。

(5) 公益性を有する活動を行なう法人の適正運営の確保について

① 自己チェック・自己評価システムの確立

公益法人のガバナンスの原点は、理事者が自らを律し、常に「第三者の目」で自らの行動を見直す点にある。

公益法人協会コンプライアンス委員会でも研究を重ねているが、

○自己(内部)チェックシステム

○自己(内部)評価システム

を確立し、法人運営に当たるべきと考えている。

② 外部監査制度の導入(法制化)

公益法人にはすべて公認会計士・監査法人の監査を義務付ける様、法で明文化すべきである。

イ. 一定規模以上は監査法人

ロ. それより下は公認会計士

の監査を受けることとすれば、之までの公益法人の不詳事件の相当部分は未然に防止できる筈である。之は是非共、今回の改正に盛り込んで頂きたい。

③ 完全な情報公開制度の採用と活用

公益法人は守秘義務が必要な個人情報以外の情報はすべて公開すべきものとする。透明性の高い法人運営により、寄付者・受益者・その他関係者の信頼を得られる努力をしなければならない。

米国のガイドスターのシステムのような制度を採用し、詳しい情報と分析結果を公開することにより、法人運営に関し外部から正しい評価が下され、自らの法人運営の姿勢を正し、寄付等の成否に反映される様なシステムを是非共立ち上げたいものである。

④ ペイアウトルールの検討

公益法人の内部留保について論議が行なわれているが、米国の様なペイアウトルールを採用するのも一つの解決方法と考えられる。

但し、現状我が国は、超低金利が続いており、各法人共に運営に苦心しているが、資産運用の標準金利として10年国債の金利(現状1.5%前後)を指標として採用するのが良いと思う。

総資産200億円の法人であれば、年3億円の事業支出を義務付けることになる。

通常の事業経営の感覚からすれば、年度支出の何割を事業支出に廻したかで判断すべきであり、次期繰越収支差額を分母から除外すれば、目標比率は 50%よりもう少し高くても良いと思う。

現状の規制では、手許流動性が圧迫され、資金繰りに影響が出てくる。

(3) 特定公益増進法人の 70%ルールについて

指導監督基準ではないが、特定公益増進法人の適用で「主たる事業が 70%以上でなければならない」と云うルールが適用されており、この弾力化をお願いしたい。

事業を複数実施している場合は、極めてその運営に弾力性を欠くこととなる。

主たる事業の解釈を

①50%超とする

②幾つかの事業の内最も比率の高いものとする

等の解釈を認めて欲しい。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

研究及び事業の助成を行っており、現状は資産運用収入で助成事業費・管理費を賄っている。運用を工夫して年間20~30百万円マイナスの収支差額におさめており、当面は現状の助成規模を維持する方針。

(b)共益的な性格の事業

なし。

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

指導監督上の収益事業は行っていない。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

対価を伴う公益事業はない。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

なっていない。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

基本財産並びに運用財産に組み入れ、基本的にはその運用収益にて、支出を賄っている。

⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

取り崩しの必要性をあまり感じていない

(理由) 当面は必要ない。但し、将来は可能性もあるので事業目的遂行費用充同等の場合には、取崩しについて弾力的な取扱いが出来るようにすべきである。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

主として、助成金及び管理費等の支払い。

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

内部留保についての考えは【質問2】回答のとおり。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 3 回程度

(主な議題) ①事業計画・収支予算 ②事業報告・決算 ③助成決定 ④人事

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年に 3 回程度

(主な議題) ①事業計画・収支予算 ②事業報告・決算 ③助成決定 ④人事

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数: 20 人
 構成: 企業グループ系10人・学識経験者10人
 職務内容: ①理事会の諮問機関的役割
 ②理事・監事の選任
 ※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

- ④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

- ① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	/	/	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 9,000 件程度 (ホームページに対するアクセス件数)

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

資産付属個別明細票を開示していた時に、未取引証券会社からそれを材料に取引工
 作の働きかけがあった。現在は個別明細は開示していない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。
例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

守秘義務を必要とする個人情報に関するもの以外は原則開示の方向で対応すべきものとする。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

税制面での恩恵 3本柱

- ①法人税非課税
- ②金融収益非課税
- ③特定公益増進法人としての寄付税制優遇

は寄付を集め、之を運用し、助成事業を実施する助成財団にとっては、極めて大きく寄与をしている。

このいずれかが欠けても財団運営に大きな影響を及ぼすので、今般の制度改正に際しては、その存続を強く要望したい。(改悪は是非避けたい)

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

現状のままでよいとは思われませんので、改革の必要性は認めます。但し補助金の不正使用や不祥事は制度改革で解決する問題ではなく、別途対策が必要と思われます。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

全体をリシャッフルするための手段としてひとつの考え方だと思います。但し現在正常にかつ有効に機能しているものに被害が及ばぬよう配慮願いたいと思います。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

透明性のある客観的な基準にすべきと考えます。第三者機関が判断主体となり、シンプルで納得性のある基準によりオープンなものとしてはいかがでしょうか。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

第三者機関の客観的基準に違背すれば公益性を失うことも明示しておいてはいかがでしょうか。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

・ 支障となっている点

特にありません。

・ 疑問に思っている点

① 内部留保…後述

② 管理費の総支出額に占める割合は可能な限り2分の1以下にすること…は甘すぎるのではないのでしょうか(20~30%以下でよいのではないのでしょうか)

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業		支出	収入
生命科学に関する分野の	①研究に対する助成	634 百万円	0
	②研究業績に対する褒賞	40 百万円	0
	③研究者の派遣及び招聘、助成	341 百万円	0
	④国際シンポジウム開催助成	41 百万円	0
	(計)	(1,056 百万円)	(0)
(b)共益的な性格の事業			
該当なし			

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

該当なし

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

該当なし

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

存在しないと考えられます。
対価性のない一方的な助成事業であり、営利性がないためビジネスとして成立しません。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

ここ数年寄付はありませんが、過去受入れた寄付金はほとんどが基本財産に組み入れられています。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

将来的には取り崩しの可能性が考えられる
(理由) 当財団の活動原資は保有株式の配当金が主たるものである。現状では安定的な配当収入が得られているものの、企業である以上、いつ不測の事態(減配、極端な場合無配)に陥らないとは限らない為。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の用途として主に想定しているものは何ですか。

支払準備(手元資金)

(ご参考)16/3期において以下の基金を設定済

・研究助成事業基金	350百万円	
・海外留学助成事業基金	350百万円	計 700百万円

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

一概にはいえません

(意見) 「内部留保」という言葉を別の表現に変えるべきと考えます。たとえば「手許資金」として一概には言えないと思いますが、過大なケースでは「過剰(大) (な)手許資金」を圧縮云々としてはいかがでしょうか。

(理由) 企業会計においては「内部留保」は健全性を示すバロメーターとして用いられており、内部留保が厚いことを問題視するのは感覚的になじまないものがあります。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 3 回程度

(主な議題) 予算・事業計画、決算、評議員・選考委員選出、募集計画、選考決定

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

無報酬。寄付行為上「常勤の理事は有給とすることができる」が、長期に亘り該当なし。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年に 3 回程度

(主な議題) 予算・事業計画、決算、理事選出、選考決定

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数： 20人
 構成： 学識経験者(学長、医薬関係など)14人、企業団体1人、母体企業関係者5人
 職務内容： ・評議員会への出席
 ・贈呈式への出席
 ・理事長より諮問されたテーマの検討
 ※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられています。

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

1. 相互のコミュニケーションを良くすること。
2. 諮問機関としての評議員会には学識豊かな先生が多数いらっしゃるので、その活用を図ること。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	△	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね100件程度。うち公益法人としての開示資料に関する情報請求は0件。

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。
例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

公開すべき情報の内容を広げることは特に異論ありません。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

当財団の活動原資は99%が保有株式の配当金です。従って、利子・配当所得の非課税は当財団にとって決定的に重要な意味を持っております。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

一般非営利法人として準則主義による点は、民間公益活動の活性化につながると思う。

そのような方向性を強化していく観点から、公益性判断、非課税・課税の区分け等の検討が望まれる。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

現行中間法人制度に屋上屋を重ねるものと思う。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

判断基準は、事業実績に基づくものとする。(既設法人)

判断主体は、この改革の趣旨からしても、民間による第三者機関が適当と考える。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

従前から行われている指導監督基準等の整備・充実で充足できると思う。

(その他)

日本における公益活動の充実・強化という面からも、課税強化は逆行するものと考えられる。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

現行指導監督基準は、概ね適切と考える。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

- ・ 奨学事業
- ・ 研究助成事業
- ・ 教育文化事業

(b) 共益的な性格の事業

- ・ 福祉事業
- ・ 共済事業

② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

- ・ 福祉事業として宿泊施設を運営している。
- ・ ほぼ収支均等している。

③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

宿泊事業

一般より廉価な価格設定としている。

④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

福祉事業(宿泊施設):一般より廉価なサービスを提供している。
共済事業(生命共済等):教育関係者に廉価な共済を提供している。

⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

公益事業(奨学・研究助成・福祉・教育文化)に支出している。

⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

あまり感じていない

(理由) 共済事業(生命共済等)による会費収入がある。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

公益事業(奨学・研究助成・福祉・教育文化)への財源

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

概ね 30 %程度が適当

(理由) 経済環境の変化等に対応するためにも、一定程度は必要と考える。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無： 有
開催状況： 年 9 回程度
(主な議題) 事業計画及び予算、事業報告及び決算、事業内容の改善等

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

- ・ 役員報酬規程に基づき、役員報酬審議会を設け答申を得、評議員会の意見を聴き理事会で決定している。審議会は完全非公開のため、考え方は判然としないが、結果は、職員給与をやや上回る程度に常勤役員の最高額を設定している。
- ・ 公表はしていない。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無： 有
開催状況： 年に 2 回程度
(主な議題) 事業計画及び予算、事業報告及び決算

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数： 47 人
構成： 各都道府県支部当たり 1 人
職務内容： 理事会の諮問機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算、役員報酬、役員選考等について審議する。
※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

当会では、理事会・監査委員会、評議員会の管理運営体制をよりよく機能させるため、全国 47 都道府県支部を 8 ブロックに分け、支部相互の円滑な運営を図るため、ブロック協議会を設置、適宜開催している。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	×	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	×	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	×	○
事業報告書	△	○	事業計画書	△	○
収支計算書	×	○	収支予算書	×	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

月に概ね 3 件程度

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

当会の内容を正しく把握してもらえるものなら、広げることは、時代の流れと捉えている。

差し障りのあるものは、特にない。

- 【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

公益事業(奨学・研究助成・福祉・教育文化)を実施していく上で、必須の条件と考える。

また、寄附税制を改善し、企業よりの寄附が行いやすい条件を作してほしい。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

民間非営利部門による公益的活動の役割の重要性について明確な基本認識がされてはいるが、現在わが国において、民間資金を民間非営利活動へという流れを仲介する重要な役割を果たしているのが、同じ非営利団体としての助成財団である。民間非営利活動を資金面から支援する団体として、助成財団の果たしてきている役割は大きいものがあり、現実に機能しているにも拘らず、有識者会議ではその点が十分に議論されておらず、わずかに「非営利財団についてはその課題と要件につき引き続き検討する」との記載にとどまっていることは残念である。

また、営利企業も、財団への寄付・出捐などを通じて、公益的活動を推進していることを、配慮すべきである。われわれ、企業財団は、そうした下支えなくては、存続も困難なものも将来あり得る。

加えて、有識者会議への、国民一般からのいろいろな意見については、参考にするだけでなく公表も視野に入れて欲しい。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

新たに創設される非営利法人は、行ないうる事業内容に特段の制限がなく、比較的軽い規律により運営が可能な法人類型が想定されており、その特徴である非営利(非分配)の要件についても、いわば法技術としての形式的な側面が強く、これを潜脱して関係者への事実上の分配をすることすら充分可能である。

このような便利な法人には、ありとあらゆる目的の法人設立が予想され、既に中間法人の事例が示すとおり「法人の坩堝」となる可能性が高いと考える。

一方、公益性のある非営利法人はその法人から利益を受ける受益者たる市民と、その法人に対し寄付やボランティア活動を通じて協力する市民の両者に対して責任を有しているので、おのずから一般非営利法人に比し規律性の高いそして透明性の高い運営が求められることとなる。このように、目的、性格、運営規律の異なる二つの法人を、非営利という法技術だけに着目して同一法人類型とし、一切区分しない考え方には反対する。現在のいわゆる、財団法人・社団法人には国民からの信頼の厚いものが多く、中間法人と混同しかねない扱いには大きな問題があると考ええる。

「基本方針」および「中間整理」は法人制度上公益性の有無に関係なく、法人としての共通原則は新設される非営利法人法に根拠を置くとしていますが、その前提に立ったとしても、公益性のある非営利法人については民事法において公益性の要件、判断の仕組み、その法的効果、事後チェックのあり方などを規定することは充分可能である。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

公益性は、当該法人の①設立目的、②活動(事業)分野、③組織(規律)の3点により判断する。

- ・ 設立目的は、私益ないしは共益を目的とするものでなく、利他(他益)の精神により社会一般の利益追求を目的とするものであること
- ・ 活動分野は、特定非営利活動促進法第2条の規定や、欧米の事例を参考にし、できるだけ具体的に詳細に列挙すること
- ・ 組織(規律)要件は、各機関の構成など、いわゆるガバナンス及び情報公開について、一般の非営利法人に求められる水準以上の規律とすること

これらの判断要件は「中間整理」も述べるように、極力明確、客観的で、原則的に判断機関の裁量の余地がない基準として、非営利法人法又はその特別法で法定して欲しい。

判断手続きは、設立に関わる基本文書(定款・寄付行為、設立趣意書、申請時における事業計画・予算など)により判断する。

また、この判断は法人設立と同時にしくは事後いずれの時点においても求めることができるものとする。同時に判断を求める場合には、設立者の便宜に配慮し、登記手続きと判断手続きが一連の手続きとして処理できるものとする。「中間整理」が検討の余地を残している活動実績を求める考え方は、新しく公益活動を行なおうとする者の意欲を阻害する恐れがあり、反対する。

公益性の判断機関としては、中立的で公正な判断ができる単一の組織を考えて欲しい。この組織は国家行政組織法第3条に基づく行政委員会が最も適当と考えられるが、併せて第8条による委員会、または、純粹の民間機関なども視野に入れて検討して欲しい。徴税を目的とする課税庁が判断機関となることは、中立的で公正な判断は期待できず、論外であると思う。また、地方における判断業務を全て中央で実施することは事実上不可能であり、各都道府県毎に中央と同一性格の判断機関を設置すべきである。判断機関の委員は民間有識者から登用し、また事務局においても弁護士、公認会計士、公益法人実務家など民間人の起用を検討して欲しい。

なお、「中間整理」では「一定の体制(組織・人員)の必要性和、行政組織の膨張抑制の要請との調和を図る観点を踏まえ、更に検討を進める」としているが、このような判断機関を設ける以上一定の体制は不可欠であり、また、主務官庁による公益法人の現行指導監督体制に必要な組織・人員が不要となる点も考慮すべきである。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

内部規律の在り方は、新しい非営利法人制度においては、法人の自主性、自律性が最大限に尊重されるべきである。しかし、これは自由放任を意味するものではなく、公益性のある非営利法人は、先に述べたようにその法人から利益を受ける受益者、寄付者・ボランティア協力者たる市民に対して責任を有しているので、一方で自己責任原則のもと一般非営利法人に比し、規律性の高いそして透明性の高い運営が求められる。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

(1) 内部留保の扱いについて

不統一である。以前、主務官庁の指導に基づき、是正したが、政府税調の資料では内部留保の扱いを受けたと、聞いている。

(2) 非常勤理事の報酬

「非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様」すなわち「報酬の単価およびその合計額は、不当に高額または多額なものであってはならない」と規定されているのみながら、現実には、非常勤理事はすべて原則「無報酬」という指導がされている。

(3) ポートフォリオ運用

「運用財産における管理運用である場合」で、「公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合」は株式での運用を行ってよいことになっている。この場合の「ポートフォリオ運用」というのは、具体的にどのような運用方法のことをいうのか、定義がはっきりしていない。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a) 公益性の高い事業

全て、公益性の高い事業です。

(b) 共益的な性格の事業

ありません。

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

収益事業は行なっておりません。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

関係のない質問です。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

それは、ありません。

⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

基本財産ないしは研究助成事業基金に繰り入れています。

⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

将来的には取り崩しの可能性が考えられる

(理由) 現在は、研究助成事業基金に余裕があり、基金の取り崩しで対応できているが、将来も現在の超低金利状況が継続していけば、まさに基本財産の取り崩しを迫られる。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

当財団では、時期繰越収支差額が、内部留保となる。これは、翌年度の事業を運営するための資金の一部と考えている。

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

一概にはいえません

(理由) 通常予期し得ない収入(期末に寄付金などを受ける場合など)もある。欧米では、1から2年分といわれている。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年3回程度

(主な議題) 事業計画・予算、決算、助成対象の決定

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事の報酬額は、規定に基づき運営。

役員報酬規程は内規として存在。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

(ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有
 開催状況: 年に1回程度
 (主な議題) 役員の選任、事業計画・予算の報告

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数: 15から20人
 構成:
 職務内容: 役員の選任をするほか、会長の諮問に応じ、必要と認める事項については助言する。
 ※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

実際の出席人数の向上を図る。
 議論の時間を確保する。(理事会では、2時間確保している。)
 資料を事前に送付する。(開催1週間前に郵送している。)
 夕食の機会を設け、懇談に当てていただく。
 監事には、3ヶ月に1回、運用の報告を行っている。(会長、理事長も同様。)

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

・特に把握していない

助成業務に関する問い合わせは把握していません。それ以外は、ほとんどありません。なお、ホームページは、03年月平均50000ページビューでした。

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはありません。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることに、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

主務官庁での公開は、現状で十分と思います。主務官庁の行っている調査アンケートの中には、調査目的・活用方法などが決まっているものと思います。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

金融収益非課税の継続は、財団生き残りの絶対条件であります。

あわせて、寄付税制の見直しも、お願いいたします。

- ・ 特定公益増進法人制度の拡充
- ・ 国民一般に対する寄付文化の醸成・税制措置

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

- ① 基本認識はほぼ賛同出来る内容となっておりますが、わが国における助成財団の多くが企業財団である実態を踏まえると、これまでの議論の中で財団活動を通じた企業の非営利活動に対する取り組みについての議論が不足しているのではないかと感じます。

「非営利財団制度については、その課題と要件につき引き続き検討する」との記述に止まっていますが、非営利活動への資金のパイプ役を果たしている助成型財団の現状を踏まえた前向きな検討に期待します。

- ② 中間整理では、非営利法人が設立しやすくなる面からの制度改革に重点が置かれていますが、設立された団体の活動が活性化されて始めて、基本認識にある目的が達成されることとなります。中間整理では、活動を活性化するための具体的なシステムについての方向性が示されていないのが残念です。

活動の活性化を支える支援として「民間資金が民間非営利活動へ」という資金の流れを作ることが極めて重要であり、活動の活性化のためには、いかにスムーズな資金の流れをわが国の社会・経済システムとして構築出来るかにかかっています。その点を基本認識の中で強く打ち出す必要があるのではないかと考えます。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

- ① 公益性を有する非営利法人に、税制上の優遇措置や名称使用制限の措置等が講ぜられるとすれば、事業内容に特段制限のない一般の非営利法人とは、社会に対する責任のあり方が根本的に異なってくるべきです。これらを同一制度下におくことは、社会一般の混乱を招く恐れが危惧される。
- ② 公益性を有する非営利法人は、残余財産においても分配を禁じ、国・地方公共団体・同種の公益組織に帰属させることとなりますが、配分を妨げないとする一般の非営利法人とは法人制度上明確に区分しておく必要があるのではないのでしょうか。(仮に「非営利法人法」が制定されるとしたら、「第1章一般非営利法人」「第2章公益性を有する非営利法人」のイメージで明確に区分し規定することを要望します。)

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

1. 判断基準(要件)について

- ① 中間整理では、判断要件のあり方として(a)~(e)の5つの視点を掲げていますが、具体的な要件明示ではないのでコメントしにくいところですが、(e)の実績要件は非営利法人を設立しやすくする制度改革に逆行しかねないので削除することを要望します。
- ② また、法人設立と公益性の認定の間に事務手続的にタイムラグが生じないような制度とする必要があります。

- ③ 公益性認定の基準の運用にあたっては、例えば法人規模や事業規模に応じた段階的基準の設定などの配慮が必要と考えます。(資産規模で数百億円の法人と数千万円の法人で同等のガバナンスを求めることには現実的な無理がある。)

2. 判断主体(機関)について

- ① 考え方AとBの2類型を掲げていますが、考え方Aに基づき中立で第三者的な機関とすることを希望します。また判断主体には、民間有識者の登用を検討すべきと考えています。
- ② 公益性を有するに相応しい規律や仕組みを民法や非営利法人法等の法律で規定することは、一般市民からも分かり易く理解を得やすくなるので必要と考えます。(判断主体に限らず、民間非営利活動を活発化していく制度全般として、その内容は一般市民に理解・共感を得られる視点を重視する必要があると考えます。)

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

今回の制度改革が、主務官庁制の弊害を取り除き、法人の自主・自律、自己責任を強化し、その活動の活性化を図ることが重要なポイントであります。一定の優遇措置の適用を受ける公益性を有する非営利法人にあつては、その社会的責任の観点から営利法人並みの規律と一般市民に目を向けた透明な運営が求められるのは当然と言えます。

その意味から機関のあり方や役員の権限と責任、牽制機能、事後チェック等について一定の規定が必要となりますが、その際「判断基準(要件)」同様、規模による配慮を十分検討することを要望します。

(その他)

有識者会議では税制についての議論はしないと聞いており、今回の中間整理では一切触れられていませんが、税制面における措置は制度改革に付随し同時並行的に議論されるべきではないかと考えます。この2年間の制度改革論議の最大関心事でもあり、特に残余財産の非分配を明確にした公益性を有する非営利法人について、非収益事業所得に対する法人税非課税、金融収益に対する所得税非課税、地方税免税、みなし寄附金の損金算入等の現行制度の存続を強く要望します。

これらの税制面での措置は、特に助成型財団においては、寄付者の意思を尊重し、頂戴した寄付金を最大限有効に公益事業に支出していく上で大きく機能しており、欠くべからざる制度となっています。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

現在の公益法人は、活動範囲や事業内容、法人規模や組織(要員)など千差万別であり、立入検査等において指導監督基準による画一的指導を受けることには若干疑問を感じるところもある。あくまで基準であり、法人の事情・実態によっては柔軟な指導が行われても良いのではないかと考えている。

なお、「内部留保」についての当方の考えは、【質問4】の項目に記載。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

すべて公益事業として実施

(b)共益的な性格の事業

該当無し

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

0 円

0 %

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

該当無し

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

営利法人との競合は無し

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

寄附収入は、事業費及び管理費に充てている。

⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

取り崩しの必要性をあまり感じていない

(理由) 現在のところ「あまり感じていない」

1. 毎年、出捐企業からの寄附金が事業費・管理費の大半を占めており、寄附金額の若干の増減は、事業規模や管理費の調整で済んでいる。
2. また、奨学金助成のように将来数年間にわたり支出を約束する事業を行っておらず、単年度毎に収支が確定していること。

ただし、将来的に出捐企業からの寄附金の減額が続くようなことがあった場合や、要望の強い複数年助成事業を検討するにあたっては、内部留保からの充当だけでは、例年並みの事業の継続が難しくなり、基本財産の取り崩しを検討し得る制度が望まれる。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の用途として主に想定しているものは何ですか。

内部留保は、原則として翌年度以降の事業資金に充当することにしている。

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

100%程度が適当 (当財団の理想を言えば、200%程度と考えている)

(意見) 現在の当財団では、事業を継続していく観点から、内部留保の水準を事業費+管理費1年分としている(概算目安として)。率に置き換えると約100%。(現状は約66%)

指導監督基準の30%をはるかに超過しているが下記の理由による。

- (理由) ① 当財団の収入構造は出捐会社等からの毎年の寄付が大半を占めている。毎年4月に寄付を受け、その年度の事業を実施していくことになるが、いつ何時、予期せぬ事情でその寄付が減額になったり、最悪の場合にゼロとなることも想定しておく必要がある。
- ② 仮にゼロになった場合、その年度の事業をすべて中止せざるを得なくなるが、事業の継続を使命とする財団としてはあるまじき事態であり、その最悪事態が生じて最低1年間は計画通りの事業を継続出来るだけの資金構造を有していることが、財団としての責任であると考えている。
- ③ その1年間に翌年度以降の事業の見直し・要員の削減・事務所を含む物件費の見直し・ステークホルダーに対する説明等の対応策を打ちつつ、財団としての最低限の社会的責任を果たしていく必要がある。
- ④ それに必要な内部留保額としては、上記水準が最低限必要と考えている。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

内部留保の適正水準は、財団の個々の事情により、また経済情勢等により一概には言いにくいところである。例えば、過去に金利が7%台で回っていた時代には、支出総額の30%程度は金利収入でまかっていたが、1%利回りの現在は10%がやっとである。そのような環境変化も内部留保水準に影響を与えることとなる。また財団固有の収支構造や事業内容によっても内部留保の水準の考え方は異なってくる。

従って指導監督基準に基づく指導において、30%目安の一律適用は納得感がないものであり、財団の自治にゆだねるべきものとする。

- ⑤ また、制度改革後、内部留保率が公益性判断基準の1つとして用いられるとしたら、その一律適用は絶対避けなければならないし、内部留保の考え方を再考する必要があるのではないか。

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

- ① 理事会の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有

開催状況： 通常理事会：年2回、臨時理事会：必要の都度（年に1～2程度）

（主な議題） 年度の事業報告・収支決算の審議・承認、年度の事業計画・収支予算の審議・承認、文献表彰事業に係わる推薦案件の承認、評議員・選考委員・審査員の選任、財団運営に関する事項

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

①理事は原則無給、専務理事(専任)のみ有給。

②その報酬額は出捐会社との関連で決定される。

③財団としての報酬規定は策定していない。

④理事報酬は職員給与と合算し、人件費として一本で公表している。

（内部管理資料では、役員報酬と職員給与の内訳を区分管理している）

- ③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

（ア）評議員会（あるいはこれに替わる機関）の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有

開催状況： 通常評議員会：年2回、臨時評議員会：必要の都度

（主な議題） 理事・監事の選任、事業報告・収支決算・事業計画・収支予算の審議・同意(承認)

(イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数:	16~24人
構成:	評議員現在数18名: 学者7名、国家公務員出身者1名、 外部企業関係者6名、外部団体関係者1名 出捐企業関係者3名
職務内容:	① 理事・監事の選任 ② 事業報告・収支決算・事業計画・収支予算に関する審議、同意(承認) ③ 理事長の諮問に応じ審議
※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられている。	

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

- (1) それぞれの職務権限・責任範囲、また会の権限・責任を明確に規定する。
- (2) 理事会・評議員会への出席を明確に義務づけ、常時欠席者に対する規定等も必要に応じ検討する。
- (3) 財団の事業内容を日頃から周知徹底しておく(当財団では年4回のニュースにより、四半期毎の活動報告を行っている)。
- (4) 理事会・評議員会の回数を年3~4回程度とする。
- (5) 理事会・評議員会を運営する事務局側が、単に議決を取り付けるだけでなく発言を引き出す運営を工夫し、議論の活発化を図る。
- (6) 日頃から事務局と良好な人間関係構築に努力し、意志疎通を図っておく。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

- ・ 月に概ね 0 件程度(来訪・郵送依頼は無い)
- ・ ホームページへのアクセスは多い時で約3万件／月程度であるが、題記項目へのアクセス件数は把握できていない。

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

設問の主旨には合わないと思うが、ホームページ上の助成公募情報が他の団体ホームページにリンクされ、内容が古いままとなっているものを見た応募者から問い合わせを受け、クレームとなったケースが過去にあった。説明し解決してきているが、目の届かないところでのインターネット情報の弊害もある。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることにについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

当財団に関しては言えば特に支障になることは無い。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

- ① 当財団のような助成だけを行っている財団にとって、法人税非課税・運用収入に対する所得税非課税等の措置は欠かせない制度であり、寄附をしてくれる寄附者に対してもその全額が財団を通して公益事業に充当されることで安心と納得を与えることが出来ている。
- ② 助成財団の場合、毎年の助成に対する応募件数・応募内容の状況により、必ずしも予算で計上した金額が全額助成金として支出されない場合もあり、その残金は翌年度以降の助成金のファンドとして内部留保される。その残金が法人税の対象となってくると寄附者に対しても納得が得られなくなる。
- ③ 運用収入も同様、全額事業資金として計上されており同様のことが言える。
- ④ 寄付金税制については、当財団は特定公益増進法人ではないことから、その優遇措置は適用になっていない。その理由として福祉系の財団は、寄付金税制を有する法人として社会福祉法人があるから特増は難しいと言われている。又寄附者からは、公益に寄与しているのにどうして寄付金税制が受けられないのかと言った質問を受けることもある。このような現在の特増の制度は抜本的に見直すべきであり、その数をもっと増やすべきである。(民間資金を市民活動へという流れを作る仕組みとしても極めて重要。ちなみに寄附金税制対象団体は、米国は80～90万団体、英国で19万団体あると言われている)

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

中間整理では、民間非営利部門による公益的活動の役割の重要性について明確な基本認識がなされており、財団法人制度について存続が予定されていることについては、賛意を評します。現在わが国において、民間資金を民間非営利活動へ仲介する重要な役割を果たしているのが財団法人としての助成財団であります。有識者会議ではこのような財団法人の活動の社会的役割を十分に評価し、今後の審議に委ねられるものと解されますが、今後の制度細目の検討に際しては、下記の点を強く要望します。

1. 「21 世紀の我が国においては、民間非営利部門による公益的活動が果たす役割はきわめて重要である」という基本認識を重視して、民間非営利公益活動を奨励、育成する制度となるよう改革を進めることを求めます。
2. 公益性を有する非営利法人を取り扱う仕組みについては、民法や新たな非営利法人法など民事法で規定すべきで、もっぱら税制上の観点から行う考え方には絶対反対します。
3. 公益性を判断する主体は、中立で第3者的な機関が当たることとし、判断基準については、裁量を出るだけ排して透明性を高める観点から、極力法律で具体的に規定することを求めます。
4. 判断要件のあり方に関して、当初の要件として活動実績を求めることは、特に助成財団については新設を實際上著しく阻害することとなるので、強く反対します。
5. 税に関する事項は一切触れられていませんが、非営利公益法人の活動を促進する観点から検討されることを強く求めます。具体的には公益性を有する非営利法人について、収益事業以外は原則非課税、利子配当に関わる源泉所得税も非課税とし、寄付税制についても米国や英国など民間非営利活動の先進諸国の制度に準じたものとするべきであると考えます。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

基準はあくまでも基準であり、ケースバイケースで運用されるべきところ、現場の行政官は(ケースバイケースで判断する能力がないのか、あるいは自由裁量が認められていないのか定かでないが)基準に忠実なことを要求している。

特に矛盾を感じる点は、内部留保に対するワンパターン的な指導、白書への公表などであり、また予算決算を特別決議まがいに理事会で3分の2以上の承認を必要とするモデル寄付行為の強制の2点である。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

財団法人である当財団の場合、基本財産の運用収益で事業を賄うほか、当財団のミッションを理解し、協力してもらえる法人、個人を会員として毎年会費を徴収している。したがって会員に限定して行う活動は研修事業の中でごく一部に限られており、殆どの活動内容は公益活動である。

当財団の事業は、情報整備事業、情報提供事業、調査研究事業、研修相談事業、広報活動事業、共同調整事業、その他事業の 7 つがあり、すべて公益活動であると考えている。

これら事業の中で収入が伴う事業は、情報提供事業、研修相談事業、その他事業であるが、いずれも収支を償うだけの収入を得ていない。

収入の部		支出の部	
情報提供事業収入	11,300,000	情報整備事業費	12,230,000
		情報提供事業費	9,410,000
		調査研究事業費	340,000
研修・相談事業収入	1,600,000	研修・相談事業費	2,930,000
		広報活動事業費	4,430,000
		共同調整事業費	1,730,000
その他事業収入	1,200,000	その他事業費	3,610,000
合計	14,100,000		34,680,000

(注 1) 平成 16 年度予算に基づく

(注 2) 情報提供事業の提供データに関する費用は、情報整備事業費に含まれる。したがって情報提供事業収入に対する経費支出は、情報整備事業費と情報提供事業費の合計額となる。

(b)共益的な性格の事業

共益的な性格の事業(会員の利益増進に資す)はないと考えているが、あえて取り上げるとすれば、研修相談プログラムの中で会員のみを対象とする場合であろう。しかしながら対象者の限定は、会場などの都合で大人数が収容できない場合に限定され、会員だけのために限定した事業を行っているわけではない。

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

当財団では、指導監督上の収益事業(付随的に収益を目的として行う事業)は現在のところ行ってない。なお情報提供事業等で出版物の販売や情報提供に伴う収入を伴うものはあるが、いずれも当該事業の収支を償う水準には達していない。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

当財団の対価を伴う公益事業としての出版物の価格設定については、市販の一般書籍を参考にしながら決定している。原則として出版物に記載されたデータは、ホームページで無料参照できる内容である。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

当財団の出版物はデータの収集に多大のコストを要し、その特殊性から通常のコマースシャルベースでは採算が取れず、営利法人との競業関係は生じていない。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

外部から受け入れた寄付金としては、当財団では現在、情報整備プロジェクトとして有志財団からの寄付を受けており、助成情報のデータベースの更新費用(公益事業)に全額充当している。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

将来的には取り崩しの可能性が考えられる

(理由) 基本財産の取り崩しの必要性については、現在のところ有志財団の寄付で何とか収支の赤字を埋めている現状だが、次年度以降寄付額の減少に伴い基本財産の取り崩しの必要が生じてくると思われる。おそくとも2年後には、この問題が避けられなくなるであろう。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

内部留保の使途を特定の事業のみに限定することは、当財団の場合、助成財団、助成活動等に関する資料センターとしての役割も有しており、その役割を果たすための事務所、設備をかまえ、従業員を採用していることを考えれば、事業費のみならず、一部管理費に充当することもあると考える。

また日常の運営の中でも30%程度の枠では、資金の収入時期の関係で一時的に資金がショートすることもありうる。

内部留保の使途については、一律に制限を設けるべきでなく、当該法人の事業の実態を踏まえて検討する必要があると考える。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

内部留保の適正水準について、最近のわが国の長引く金利低下はきわめて異常な現象であり、この実績を基にして既存の活動実績を維持するために必要な内部留保の水準を設けると、かなり高い数字になり、現実的でないと思われる。したがって当該法人の活動内容、収入源等から勘案し、既存の活動費を少なくとも2～3年間維持するために必要な金額を確保する必要があると考える。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

- ① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

理事会は予算、決算の承認と評議員の選任等のため、最低年2回開催している。

- ② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事は原則無給であり、専従の専務理事のみ、収支の許す範囲で役員報酬を支給している。役員報酬規定を設け、報酬額については理事会の承認を必要とし、情報公開資料である予算、決算資料にも明記している。

- ③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

- (ア) 評議員会(あるいはこれに替わる機関)の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

寄付行為で10名以上14名以内の評議員による評議員会を設置し、予算、決算について同意を与えるため、年2回の定例理事会開催時に同時開催するほか、役員を選任を行うために臨時に開催することがある。

- (イ) 評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定数: 13人(寄付行為:10名以上14名以内)
構成: 評議員によって構成する
職務内容: 役員を選任、解任等寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

- ④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

当財団では、財団を自律的に、効率的・効果的に運営していくために、専務理事の諮問機関として理事、評議員等からなる常任委員会を設置し、さらに有識者を参与に任命し、事業計画の策定、予算決算その他、重要事項の企画立案、執行に関し、随時意見を聴取しながら運営している。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

ホームページ開設済み

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)			財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

情報請求は、当財団のホームページで公開していることもあって、これまでのところ事務局に対し請求されたことはない。

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

情報請求に伴うトラブルはこれまでのところない。

⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることに、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

助成財団にあっては、応募要領や個々の助成先、助成金額等の明示の有無、さらには選考委員を明記すべきか否か、議論の分かれるところであり、今後これらの問題の検討を進めたいと考えている。

【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

当財団は特定公益増進法人ではなく、その点で活動資金確保にやや難点があるが、現行税制の最大のメリットは、基本財産の運用益であり、金融収益に対する非課税措置が大きな役割を果たしており、制度改定に際して、最低でも現行税制を確保することは助成財団にとっては死活問題である。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

- ・ 従来の主務官庁制を抜本的に見直し、新たな公益法人制度を構築することについては賛成。ただし、その対象が、民法上の公益法人(社団・財団)とされ、特別法による公益法人やNPO法人を含んでいない点、及び「非営利法人」という区分において検討されていることに違和感を感じる。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

- ・ 「公益性」の有無にかかわらず、非営利法人類型として全てを統一的に設計することには反対。公益法人は、社会的な責務を強く負っており、一般の非営利法人に比し、より強い規律が求められるべきである。特に市民からの寄付金等は、公益事業について活用されることを信頼して付託されたものであるため、市民からの寄付金等を含んだ法人の残余財産を、事実上分配できるような制度は考えられない。これらの点を勘案すると、「公益性のある非営利法人」という類型を何らかの形で存置するべきで、これを制度上「一般の非営利法人」と明確に区分するべきである。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

- ・ 判断要件については、「中間整理」のとおり、出来る限り客観的で明確なものを法定化していただきたい。
- ・ 判断主体については、「考え方A」にもとづき、「中立で第三者的な」単一の機関が担うべきである。また、「公益性」の判断が、時代の変化に即応し、柔軟に行なえるよう、判断機関の構成員等にも配慮し、民意が反映される措置がとられるべきである。なお、「課税庁」がその判断を行うことは、民間の自由な公益活動をときどきの国の財政事情等により圧迫する余地を残し、また、主務官庁制の弊害を引き継いでいく危険があるので反対する。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

- ・ ガバナンスの強化、情報開示の充実、実効性のある事後チェックの必要性は、十分に理解できる。ただし、自律性、透明性の確保に重きを置きすぎる結果、公益活動を阻害する事がないよう、個々の法人や事業規模など実態に見合った措置を希望する。なお、事後チェックについては、情報開示の方法とともに一般市民からの監視を機能的にするための措置(苦情申立て等)を講ずるべきである。

(その他)

- ・ 「非営利法人」および「公益性のある公益法人」に対する税制上の措置について、十分に検討をしていただきたい。新しい制度の構築によって、従前の税制が変わるのであれば、本来、新たな税制のあり方についても、同時に並行して検討がなされるべきである。
- ・ 「寄付文化」を醸成していくためにも、寄付税制について抜本的な見直しをしていただきたい。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

いわゆる「内部留保」について、その範囲及び適正とされる基準を満たすことが、新しい分野の公益事業を行う社団法人にとっては、非常に困難をとまなう。(その時々々の社会状況に応じた効果的な事業執行をためらうことになる。)

【質問3】貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

- ① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

「この法人の目的に賛同して入会した△△会会員」としている。当法人は、設立にあたり、△△会連合会の全面的な支援を受けて誕生したこと、および〇〇制度という特殊な領域をその事業対象としており、高度かつ広範な知識(法律、福祉、医療など)と倫理が求められるため、△△という国家資格を要件としている。

- ② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

会員の負担能力と法人運営による事業支出による負担との相関関係

【質問4】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

- ・ 事件への対応<収入 14,078,613、支出 12,213,722>
- ・ 全国一斉無料相談会の開催<収入 0、支出 3,918,856>
- ・ 出版事業<収入 1,817,130、支出 3,479,333>
- ・ 養成講座<収入 94,000、支出 2,145,457>
- ・ 基金への追加信託<収入 3,140,000、支出 3,140,000>
- ・ 事務の指導監督<収入 0、支出 13,045,549>

(b)共益的な性格の事業

研修事業<収入 4,000、支出 3,122,215>

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

指導監督上の収益事業に該当する事業はない。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

制度そのものの利用が必ずしも十分な状況に至っていないこともあり、市民が制度利用しないしそれに付随する事業への参加についての支出を納得できる程度の費用(利用阻害要因にならない範囲の実費負担)。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

競合する営利法人はない。法人が提供するサービス及び責任に見合った報酬が得られない。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

基金への追加信託及び当法人の行う公益事業への支出

【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

将来の公益事業に対する支出(継続的な事業遂行の担保)

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

内部留保水準については、一概にはいえない。

(意見) 内部留保のあり方、定義、規制について是非検討していただきたい。

(理由) 内部留保が大きいこと自体で、すなわち不健全であるということがよく理解できない。内部留保が大きくても、その使途が将来の公益活動に使用されるのであれば問題はないのではないかと。

公益法人が、必要とされる公益活動を行わず、内部留保が大きい場合には問題であるが、現在のような不況・低金利時代において、効果的な公益事業の遂行のため、(現在は必要な活動を抑制しても)将来の継続した事業運営のためにそれを留保すること自体が必ずしも悪いことであるとは考えない。(一定の制約のもとに積立て制度を整備すればよいのではないかと。)

当法人の会員の支払う会費は、感覚的には公益活動に使用目的を限定した「寄付」である。法人運営にあたり、そのような会費を効果的に活用しようとしたときに、どうしても次年度以降の事業運営のための資金として一部留保したいと考えることがあるが、これらも「内部留保」として「不健全」な財務体質として把握されてしまうことが大変残念である。

かりに将来「税」の問題が発生するのであれば、感覚的には「二重課税」というしかない。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有
 開催状況： 年 6 回程度
 （主な議題） 会員の入退会承認、事業・予算執行についての意思決定、諸規程の改正など

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

職務の負担についての実費弁償。役員報酬規則を通常総会で制定し公表。

③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

会員・市民への情報公開と意見反映の機会の確保、理事会における意思決定過程の透明性の確保を通じて、執行者が公益活動に対する社会的責任を自覚する。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

（ 公開：○ 非公開：× 部分的に公開：△）

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款（寄附行為）	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿（社団のみ）	※	○	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

（※社員名簿については、総社員、正会員、賛助会員、特別会員、名誉会員の総数を公開。）

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求（来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等）の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

特に把握していない。（正式な請求は、設立以来 3 件程度）

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることにについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

- 現行の指導監督基準の定める10書類についての情報開示は全く問題はない。ただし、公開すべき情報の内容を広げることに関しては、どの部分を公開するのにかにもよるが、その事業の内容によっては、個人情報(個人の財産状況、病歴など)そのものが多く含まれるものがあり、慎重に一定の制約を付すべきであるとする。
- 現在のところ、所管官庁に対して提出している書類で、差し障りのあるものは特にないと思うが、仮に事業執行に付随して関連資料を求められることがあれば、個人情報との関係で支障が出ることは十分に考えられる。

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

去る3月31日、「公益法人制度改革に関する有識者会議」より出された「議論の中間整理」については、21世紀の日本の経済、社会、文化の発展にとって多くの示唆を含むものであり、有識者会議各位のご努力に敬意を表します。

社会を活性化し、文化的にも豊かなものにするために、政府部門や民間営利部門では十分対応できない領域を、民間非営利部門が担うことを期待し、その公益的な活動が果たす役割は重要であるとの基本認識の下、これらを促進するため新たな制度的枠組みを創設するとして意図は重要であると考えます。

演劇、音楽、舞踊、演芸などの創造と公演活動は、その公共性にもかかわらず、従来、公益法人の設立が困難で多くが任意団体で活動するか、設立が簡便な商業法人を選択して、多くの人々に芸術体験の場を提供してきました。近年は、特定非営利活動法人としての選択も行われていますが、芸術活動の専門性追求の観点からは限界が存在しています。

今回の公益法人制度改革に当たり、今後の検討において以下の点を考慮いただきたく要望いたします。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

○ 文化芸術活動はまさに市場経済だけでは安定的な供給が困難な財・サービスであり、かつ歴史的にその活動は民間での活動を中心として行われてきたものであることを考慮し、公益性を取り扱う仕組みの検討に当たっては、「公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定」することが相応しいと考えます。その場合の判断主体としては、文化芸術活動部門の意見が反映される仕組みが組み込まれた中立で第三者的な機関とすることが適当と考えます。

○ 公益性の判断に際しての考え方や要件については、文化芸術活動の自由性、自主性、多様性、活動に必要な柔軟性を考慮し、考え方が厳格で硬直的なものとならないような制度とする。また、設立の段階で「活動実績」を要件とすることは、新たな法人設立のダイナミズムを制約するので相応しくないと考えます。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

○ 公益性のある法人については、「非営利・完全非分配型」(残余財産の分配不可)とし、行動様式の異なる「非営利・不完全非分配型」(残余財産の分配可)の法人とは明確に分別し、法人類型を設けることが必要と考えます。

(その他)

○ 文化芸術活動の組織としての使命の不変性、創造活動の事業性を考えると、財団法人は文化芸術活動の主体としても重要であり、法人制度とし積極的に活かす方向が相応しいと考えます。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

本来的に許可が出発点になっており、規制的、硬直的な基準で、民間公益団体の柔軟な活動を阻害する怖れがある。

今回の制度改革にこの基準を基礎にしない方がよいと思われる。

一部の不祥事をおこした公益法人の規制対策を背景にしている議論があるが、規制を強化して取り締まるプラスより、民間の公益活動の活性化を妨げるマイナスの方が大きいのではなかろうか。

【質問3】貴法人の社員(会員)及び会費について、ご教示ください。

① 社員(会員)(注:社員総会での議決権を有する民法上の「社員」となりうる者について、何らかの制限(社員の資格要件)を設けていますか。設けている場合、その内容・理由をご教示ください。

1. 専門芸能実演家を構成員とする団体
2. 実演家の著作隣接権を管理し、又は擁護することを主たる業務とする者を構成員とする団体
3. 専門芸能実演家に協力してその実演を援助し、充実させることを主たる業務とする者を構成員とする団体

本法人の目的および事業に照らして資格要件を定めている

② 会費の額は、どのような考え方で設定されていますか(会費に種別がある場合は、種別ごとの額の設定の考え方もご教示ください。)

- ・ 会員の負担能力を鑑みて設定 (本法人の会員の規模がさまざまなため、小規模会員の負担可能な範囲としている)
- ・ 一律年額 12万円

【質問4】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

	(単位:千円)	
	(収入)	(支出)
・ 調査研究と提言	17,051	38,433
・ セミナー、子どもへの芸能体験の機会づくり等	12,466	33,060
・ 公立文化施設・学校 等への芸能団体・作品情報提供、出版	34,246	71,594
・ 芸能人年金の運営 (加入対象者は会員団体構成員に限定してはいない)	1,027,380	1,248,787
・ 著作隣接権の徴収・分配 (会員団体構成員だけでなくすべての権利者を対象に分配を行っている)	7,471,408	7,356,310

(平成 15 年度決算による)

(b)共益的な性格の事業

“公益”、“共益”の範囲の考え方が曖昧。本法人の場合、会員(67 団体)のみを対象とする事業はないと言ってよい。

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

無し

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

事業費すべての負担を受益者に求めると高額になるため、事業に必要な経費の一部負担とし、公的資金、民間支援金で補っている。(セミナー参加費、情報提供のための掲載費などを想定)

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

- ・ 芸能専門分野のこのようなサービスを提供する営利法人はほとんど無いと思われる。(例:芸能の専門家が専門家としての知識、能力の向上を図るセミナーなど)
- ・ 著作権処理業務については、本法人の中心業務は著作権法施行令に基づく指定団体。管理事業法に基づく営利法人も存在するが、中心は1作品1作家の著作権処理で、1作品に多数の権利者が関わる著作隣接権処理はほとんどない。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

公益事業を実施する費用

【質問5】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

① 内部留保の用途として主に想定しているものは何ですか。

本法人の公益事業を遂行するための資金

② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

概ね 100% 程度が適当

(意見) 事業体により異なると思われるが、通常100%以上は必要と考える

(理由) 目的に沿った事業を継続して実施していくにあたって、万が一の場合に備える必要

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問6】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況(設置していない場合、その理由)

設置の有無: 有

開催状況: 年 5 回程度

(主な議題) 事業計画・予算、事業報告・決算、会員の入退会、重要な協定・契約の締結・変更・解除、内外に発表する声明・意見書、その他事業に関わる重要事項など

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

- ・ 理事:交通費相当額
- ・ 会長・副会長・専務理事・常任理事:活動に応じた交通費相当額および本業(実演家)の仕事を休んで役員としての活動をするに対する出演料等の一部補填
- ・ 規程あり。未公表

③ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

- ・ 組織理念とビジョンの明確化
- ・ 理事・監事の責任の明確化
- ・ 公正な役員選挙の実施
- ・ 総会・理事会での十分な議論
- ・ 情報公開の内容指標の明確化(統一フォーマット化など)

法人役員としての一般社会に対する責任が厳格に課されることは疑問。特に芸術団体の場合、社会批判を含む芸術活動を行うものであり、その活動への反応などが場合によっては表現の自由を侵す危険性も考えられる。

【質問7】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況（ホームページ、事務所への備え置き）について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	×	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	×	○
社員名簿(社団のみ)	○	○	財産目録	×	○
事業報告書	△	○	事業計画書	△	○
収支計算書	×	○	収支予算書	×	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求（来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等）の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

事業に関わる問い合わせはあるが(例:セミナー等への参加の可否、刊行物の購入等)、財務・会計、組織等への問い合わせはなし

④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることにについて、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

役員名簿、社員名簿等個人情報に関する内容（住所、電話番号など）

【質問8】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

1. 芸術団体にとって本来の事業である公演活動が、税法上興行業の対象として取り扱われていることは、創造活動上負担が大きくなっている。公益法人の本来事業の収益事業は対象から除外していただきたい。
2. 非営利目的の公益事業を行う上で、法人税率の軽減およびみなし寄付金は欠かせない。

3. 寄付金税制については、特定公益増進法人のようなもので、もっと容易に取得できるような要件に大幅緩和された制度が望まれる。

規制するのではなく、各団体がしっかり情報公開することによって責任を果たし、その上で一定の要件を満たせば寄付金優遇税制の対象となることが望ましい。例えば、課税庁にも第三者機関にも、寄付者に対しても分かりやすい統一フォーマットによる活動および財政状況の開示・報告を行うなど。

【質問1】 公益法人制度改革に関する有識者会議の「議論の中間整理」に対して、ご感想、ご意見、ご要望等があれば、お聞かせください。

(以下の各事項別でも、全体としてでもけっこうです。また、議論の中間整理に記述のない事項でもけっこうです。)

(改革全般や改革の目的・方向性について)

今回の公益法人制度改革の目的は、単に悪い公益法人を抑えるということではなく、良い公益法人は一層育成し助長する積極的政策が重要と思います。そのためには公益性の定義と具体的判断方法等を確立する必要があります。

(公益性を要件としない新たな非営利法人制度について)

真に公益性の高い法人からみると、全てが一括りにされ、その後面倒な手続きを経て、公益法人に指定されるといった煩わしさがあり、公益活動に水を注す結果になるものと予想されます。

(公益性の判断基準(要件)や判断主体(機関)について)

判断基準を1か0かの議論に持ち込んでいるように思われます。現状では公益性1%で共益(私益)99%のところから、50:50のところ、さらに公益のみ100%のところまでが混在している状態です。よって、これらを3段階くらいに分け、自己申告に基づき官民一体となった第三者機関により公明正大に判断し公開する方法を提案します。

(公益性を有する活動を行う法人の適正運営の確保について)

官民から人を差し出して構成される第三者機関は、例えば2年ごとに公益性を先に述べた区分に応じて審査し、適正な税率に基づく課税に繋げる役目を果たすべきで、公益法人にインセンティブを与える働きも考えていく必要があります。

【質問2】 所管官庁の指導監督や、その基準となっている「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定、以下「指導監督基準」という。)に関して、法人運営上、支障となっている点や問題を感じている点があれば、ご自由にお答えください。

指導監督基準そのものは合理的ですが、問題はその適用に当り、例えば部外から公益法人に関する問合せ調査などが官公庁に入った場合など、何回も同じようなデータを作り、そのために何日も仕事が出来ないような状態は避けるべきです。お上に逆らうと大変だということが全体を支配しているところは、結局、大した公益事業はなく、形式的な仕事に終始していることを見抜く方法が大変重要と考えます。

【質問3】 貴法人の事業の運営状況等について、ご教示ください。

- ① 指導監督上の収益事業以外の事業(公益事業)について、(a)公益性の高い事業(直接、不特定多数の者が受益)と、(b)共益的(会員向けの親睦、セミナー等)な性格の事業という区分をした場合、それぞれの事業内容や収支はどのような状況となっていますか。

(a)公益性の高い事業

安全保障に関する調査、研究、提言、教育等がすべてです。

(b)共益的な性格の事業

なし

- ② 指導監督上の収益事業の利益のうち公益事業のために使用した額及びその額の収益事業利益中に占める比率をご教示ください。

官公庁等よりの委託研究には、利益はなく常に赤字で運営。

- ③ 対価を伴う公益事業について、その対価はどのような考えで設定していますか。

官公庁等よりの委託研究経費を対価と考えた場合、その設定は先方のテーマと予算により毎回変動し、こちらからの設定はありません。

- ④ 貴法人の事業は、営利法人と競合するような状況になっているとお考えですか。
(同様のサービス等を提供する営利法人が存在しますか。存在する場合、営利法人が提供するサービス等と何らかの差異がありますか。存在しない場合は、その理由として何が考えられますか。)

委託研究を受ける際、最近はすべて指名競争入札(3~5社が指名される)を行うこととされ、これらは公益法人、一般株式会社が混在し、その中には赤字覚悟の低価格で応札し、実績を稼ぎ、次回への接続に使われるケースがある。

- ⑤ 外部から受け入れた寄付金の使途はどのようになっていますか。

すべて公益活動のために使用。

- ⑥ 現在、基本財産の取り崩しの必要性を感じていますか。

将来的には取り崩しの可能性が考えられる
(理由) 公益法人改革の成り行き如何により、将来的に取崩しの必要性が大。

【質問4】 貴法人における「内部留保」について、ご教示ください。

(注)ここでいう「内部留保」とは、指導監督基準5(7)にいう内部留保のことであり、総資産額から、ア)基本財産(財団のみ)、イ)公益事業を実施するために有している基金、ウ)法人の運営に不可欠な固定資産、エ)将来の特定の支払いに充てる引当資産等及びオ)負債相当額を除いたものをいいます。

- ① 内部留保の使途として主に想定しているものは何ですか。

次年度活動経費に充てるため。

官公庁等の委託研究は毎年10月頃から入札が始まり、翌年3月31日までに報告書提出、入金は4月末のため。

- ② 貴法人の運営において、内部留保水準は、概ね何%くらいが適当と思われますか。
また、内部留保についてのご意見があれば、理由もあわせお聞かせください。

概ね 50 %程度が適当

(意見) 現行30%では、往々にして次年度活動に支障を生じます。

(理由) 財政規模の小さい財団では、官公庁等よりの依頼により研究を委託されても、立替え、借入れは通常困難。

(注)内部留保の水準(%)=内部留保額÷(事業費+管理費+事業に不可欠な固定資産取得費)×100

【質問5】 貴法人の管理運営体制の実情について、ご教示ください。

① 理事会の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有

開催状況： 年 2 回程度

（主な議題） 予算、決算、事業計画、事業報告、人事等の承認

② 理事の報酬額は、どのような考え方で設定していますか。また、報酬についての規程等を策定、公表していますか。

理事は原則無給、現在専務理事（兼事務局長）のみ有給。

世間一般の水準をみて理事長が決定。

理事報酬の決め方（理事長裁定）は公表。

③ 財団法人の場合、次の事項についても、ご教示ください。

（ア）評議員会（あるいはこれに替わる機関）の設置の有無、開催状況（設置していない場合、その理由）

設置の有無： 有

開催状況： 年 2 回程度

（主な議題） 予算、決算、事業計画、事業報告、人事等の審議

（イ）評議員会の定数・構成及び実際の職務内容

定 数： 16 人

職務内容： 監督官公庁（防衛庁）出身者は半数以下

職務内容： 年2回評議員会へ出席し審議

※評議員会は、理事の選任を行う機関として位置付けられています。

④ 社員総会、理事、監事、評議員会等の管理運営体制をよりよく機能させ、法人をより自律的に、効果的・効率的に運営していくため、どのようなことが重要だとお考えですか。

理事、監事、評議員の人選が重要。

各方面の人をバランスよく選任し、意見を述べてもらうことが大切。

【質問6】 貴法人の情報公開の実施状況について、ご教示ください。

① ホームページを開設していますか。

開設している

- ② 指導監督基準に定められた以下の10書類の公開状況(ホームページ、事務所への備え置き)について、ご教示ください。

	ホームページ	備え置き		ホームページ	備え置き
定款(寄附行為)	○	○	正味財産増減計算書	○	○
役員名簿	○	○	貸借対照表	○	○
社員名簿(社団のみ)	/	/	財産目録	○	○
事業報告書	○	○	事業計画書	○	○
収支計算書	○	○	収支予算書	○	○

(公開:○ 非公開:× 部分的に公開:△)

- ③ 業務、財務・会計、組織等の法人情報について、一般の者からの情報請求(来訪による閲覧・請求、郵送文書やメール等による請求等)の件数は、月に概ねどれくらいありますか。

- ・ 月に概ね0件程度
- ・ 研究内容については月 10 件程度あり

- ④ 情報公開や外部からの情報請求によって、情報の悪用等といったトラブルを生じたことがありますか。そのようなご経験がありましたら、具体的にご教示ください。

特にトラブルを生じたことはない。

- ⑤ 社員や債権者等の利害関係者以外に情報開示することや、現行の指導監督基準の定める10書類(②参照)よりも公開すべき情報の内容を広げることに、どのようにお考えですか。

例えば、現在、所管官庁に提出している書類等で、ホームページで公開されると差し障りがあるものとして、どのようなものが考えられますか。

依頼を受けた委託研究の内容、またはテーマ名(それぞれの委託元の許可が必要)。

- 【質問7】 現に受けている税制上の取扱い(法人税率の軽減、寄附金税制など)は、貴法人が公益的な活動を行う上で、具体的にどのように寄与していますか。また、特段のご意見があればお聞かせください。

本財団は、基本財産の利子が僅少な折から、毎年、運用財産の寄附を受けて運営されています。現行、特定公益増進法人の適用を受ける項目に安全保障、防衛がないため、寄附金税制上、寄附者は別に 42%の税金を納めており、今後共問題です。